

①いわき市工場等立地奨励金

本市に工場等を新設又は増設する事業者に奨励金を交付し、事業や雇用の促進を図ります。

■ 交付対象

本市に工場等を新設又は増設する、製造業等の事業者を対象としております。

■ 制度概要

区分	対象企業	立地地域	投資額※ ²	従業員数※ ³ (常時雇用)	対象経費	交付率	限度額
①新設奨励金 (②に該当するものを除く)	・製造業	市内全域	5,000万円以上 (大企業1億円以上)	30人以上	建物 設備	5%	5億円
				3人以上			1億円
②特定新設奨励金	・旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種※ ¹	四倉中核工業団地 工業専用地域	1億円以上 (土地代は除く)	10人以上	土地 建物 設備	土地 20% 建物・設備 5%	5億円
		工業地域 準工業地域		3人以上			1億円
③増設奨励金 (①、②に該当するものを除く)		市内全域	5,000万円以上 (大企業1億円以上)	50人以上	建物 設備	5%	5億円
				減員なし			1億円

※1 「旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種」とは、企業立地法の一部を改正する法律によりなお効力を有するとされた同法による改正前の企業立地法に基づき国から同意を受けた基本計画における指定集積業種であり、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、食品等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業等をいう。

※2 「投資額」とは、地方税法 341 条に規定する家屋（住居用に供する部分を除く）及び償却資産のことであり、土地代は含まない（消費税も除く）。

※3 「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新增設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者（非社員）はこれに含まないものとする。

「従業員数」は、「工場等における従業員の数」から、「操業の開始の日の1年前の日における当該工場等における従業員の数」と、「操業の開始の日の1年前の日後に事業者の市内の他の事業所から引き続き当該工場等に勤務することとなった従業員の数」を減じた数とする。

「常時雇用」とは、従業員数の要件について、操業開始日※⁴から1年経過後まで常時維持することをいう。

※4 「**操業開始日**」とは、所得税法施行令又は法人税法施行令の規定により**減価償却資産（事業の用に供する有形固定資産に限る。）の償却を開始した日**とする。

- 新設、特定新設の要件を満たすには、令和3年4月1日～令和8年3月31日までの間に用地取得（賃貸借）をし、かつ用地取得（賃貸借）した日から3年以内（規則で定める場合は5年以内）に操業を開始することが必要です（令和3年3月31日までに用地取得（賃貸借）した場合は、改正前の条例が適用となります）。
- また、特定の条件に該当すると、別途、建物・設備に係る交付率を加算することができます。詳細は、申請前に下記の窓口までお問い合わせください。

■ 申請から交付まで

申請
時期

操業開始日から90日以内に、申請書及び関係書類一式を市に提出していただきます。

審査
・
交付

操業開始日から1年経過後、交付決定に係る「審査書類」を提出していただき、現地調査及び提出書類による確認を行い、交付の可否を決定します。また、交付は奨励金額に応じて、複数年に分けて交付されます。

※ 申請書類や事業の詳細、その他ご不明な点は、事前に下記担当課までご相談ください。

○お問い合わせ・受付窓口

産業振興部 産業みらい課

TEL：0246-22-1142 FAX：0246-22-7582

E-mail：sangyomirai@city.iwaki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002878/index.html